

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の2第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成19年12月20日

【事業年度】 第83期(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

【会社名】 アセット・インベスターズ株式会社

【英訳名】 Asset Investors Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 若山健彦

【本店の所在の場所】 東京都千代田区内幸町一丁目1番1号

【電話番号】 (03)3502-4910(代表)

【事務連絡者氏名】 経営企画部長 松橋香里

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区内幸町一丁目1番1号

【電話番号】 (03)3502-4910(代表)

【事務連絡者氏名】 経営企画部長 松橋香里

【縦覧に供する場所】 金融商品会員制法人福岡証券取引所
(福岡市中央区天神二丁目14番2号)
株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

1【有価証券報告書の訂正報告書の訂正理由】

平成19年6月26日に提出いたしました第83期（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に誤りがありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

1 株式等の状況

(2) 新株予約権等の状況

①新株予約権

6 コーポレート・ガバナンスの状況

第5 経理の状況

1 連結財務諸表等

(1) 連結財務諸表

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(リース取引関係)

(ストック・オプション等関係)

2 財務諸表等

(1) 財務諸表

重要な会計方針

注記事項

(リース取引関係)

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____を付して表示しております。

第一部 【企業情報】

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(2) 【新株予約権等の状況】

①新株予約権

平成16年7月29日取締役会決議により付与

(訂正前)

株主総会の特別決議日 (平成16年6月25日)		
	事業年度末現在 (平成19年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成19年5月31日)
新株予約権の数(個)	1,132(注) 1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,132,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり220(注) 2	同左
新株予約権の行使期間	平成18年6月25日～ 平成21年6月24日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 220 資本組入額 110	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割り当てを受けたものは、権利行使時においても、当社の取締役、監査役若しくは従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職等その他正当な理由のある場合はこの限りではない。 新株予約権の行使前日の証券取引所における当社普通株式取引の終値が1株当たり払込金額の1.5倍以上であることを要する。 その他条件は、総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づく、当社と新株予約権の割り当てを受けたものとの間で締結した「新株予約権割当契約書」の約定による。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—

(注) 1 新株予約権の行使の条件1個につき目的となる株式数は、1,000株であります。

2 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価格} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} \times \frac{\text{新発行株式数} + 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既存発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

また、当社が存続会社となる合併により新株予約権が承継される場合、または当社が他社と株式交換により完全親会社となる場合、当社は払込金額を調整する。

3 平成17年6月24日開催の当社取締役会の決議に基づき、平成17年11月21日付をもって普通株式数1株を2株に分割したことにより、「新株予約権の数」「新株予約権の目的となる株式の数」「新株予約権の行使時の払込金額」「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

(訂正後)

株主総会の特別決議日 (平成16年6月25日)		
	事業年度末現在 (平成19年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成19年5月31日)
新株予約権の数(個)	566(注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,132,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり220(注)2	同左
新株予約権の行使期間	平成18年6月25日～ 平成21年6月24日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 220 資本組入額 110	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割り当てを受けたものは、権利行使時においても、当社の取締役、監査役若しくは従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職等その他正当な理由のある場合はこの限りではない。 新株予約権の行使前日の証券取引所における当社普通株式取引の終値が1株当たり払込金額の1.5倍以上であることを要する。 その他条件は、株主総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割り当てを受けたものとの間で締結した「新株予約権割当契約書」の約定による。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、2,000株であります。

2 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価格} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} \times \frac{\text{新発行株式数} + 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既存発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

また、当社が存続会社となる合併により新株予約権が承継される場合、または当社が他社と株式交換により完全親会社となる場合、当社は払込金額を調整する。

3 平成17年6月24日開催の当社取締役会の決議に基づき、平成17年11月21日付をもって普通株式数1株を2株に分割したことにより、「新株予約権の目的となる株式の数」「新株予約権の行使時の払込金額」「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

平成17年4月13日取締役会決議により付与

(訂正前)

株主総会の特別決議日 (平成16年6月25日)		
	事業年度末現在 (平成19年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成19年5月31日)
新株予約権の数(個)	68(注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	68,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり208(注)2	同左
新株予約権の行使期間	平成18年6月25日～ 平成21年6月24日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 208 資本組入額 104	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割り当てを受けたものは、権利行使時においても、当社の取締役、監査役若しくは従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職等その他正当な理由のある場合はこの限りではない。 新株予約権の行使前日の証券取引所における当社普通株式取引の終値が1株当たり払込金額の1.5倍以上であることを要する。 その他条件は、総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割り当てを受けたものとの間で締結した「新株予約権割当契約書」の約定による。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—

(注) 1 新株予約権の行使の条件1個につき目的となる株式数は、1,000株であります。

2 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価格} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} \times \frac{\text{新発行株式数} + 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既存発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

また、当社が存続会社となる合併により新株予約権が承継される場合、または当社が他社と株式交換により完全親会社となる場合、当社は払込金額を調整する。

3 平成17年6月24日開催の当社取締役会の決議に基づき、平成17年11月21日付をもって普通株式数1株を2株に分割したことにより、「新株予約権の数」「新株予約権の目的となる株式の数」「新株予約権の行使時の払込金額」「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

(訂正後)

株主総会の特別決議日 (平成16年6月25日)		
	事業年度末現在 (平成19年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成19年5月31日)
新株予約権の数(個)	34(注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	68,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり208(注)2	同左
新株予約権の行使期間	平成18年6月25日～ 平成21年6月24日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 208 資本組入額 104	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割り当てを受けたものは、権利行使時においても、当社の取締役、監査役若しくは従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職等その他正当な理由のある場合はこの限りではない。 新株予約権の行使前日の証券取引所における当社普通株式取引の終値が1株当たり払込金額の1.5倍以上であることを要する。 その他条件は、株主総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づく、当社と新株予約権の割り当てを受けたものとの間で締結した「新株予約権割当契約書」の約定による。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、2,000株であります。

2 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価格} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} \times \frac{\text{新発行株式数} + 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既存発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

また、当社が存続会社となる合併により新株予約権が承継される場合、または当社が他社と株式交換により完全親会社となる場合、当社は払込金額を調整する。

3 平成17年6月24日開催の当社取締役会の決議に基づき、平成17年11月21日付をもって普通株式数1株を2株に分割したことにより、「新株予約権の目的となる株式の数」「新株予約権の行使時の払込金額」「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

平成17年8月9日取締役会決議により付与

(訂正前)

株主総会の特別決議日 (平成17年6月24日)		
	事業年度末現在 (平成19年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成19年5月31日)
新株予約権の数(個)	1,138 (注) 1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,138,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり404 (注) 2	同左
新株予約権の行使期間	平成19年6月25日～ 平成22年6月24日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 404 資本組入額 202	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割り当てを受けたものは、権利行使時においても、当社の取締役、監査役、顧問若しくは従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職等その他正当な理由のある場合、又は取締役会の承認を受けた場合はこの限りではない。 新株予約権の行使前日の証券取引所における当社普通株式取引の終値が1株当たり払込金額の1.5倍以上であることを要する。 その他条件は、総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づく、当社と新株予約権の割り当てを受けたものとの間で締結した「新株予約権割当契約書」の約定による。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—

(注) 1 新株予約権の行使の条件1個につき目的となる株式数は、1,000株であります。

2 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価格} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} \times \frac{\text{新発行株式数} + 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既存発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

また、当社が存続会社となる合併により新株予約権が承継される場合、または当社が他社と株式交換により完全親会社となる場合、当社は払込金額を調整する。

3 平成17年6月24日開催の当社取締役会の決議に基づき、平成17年11月21日付をもって普通株式数1株を2株に分割したことにより、「新株予約権の数」「新株予約権の目的となる株式の数」「新株予約権の行使時の払込金額」「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

(訂正後)

株主総会の特別決議日 (平成17年6月24日)		
	事業年度末現在 (平成19年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成19年5月31日)
新株予約権の数(個)	569(注) 1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,138,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり404(注) 2	同左
新株予約権の行使期間	平成19年6月25日～ 平成22年6月24日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 404 資本組入額 202	同左
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権の割り当てを受けたものは、権利行使時においても、当社の取締役、監査役、顧問若しくは従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職等その他正当な理由のある場合、又は取締役会の承認を受けた場合はこの限りではない。</p> <p>新株予約権の行使前日の証券取引所における当社普通株式取引の終値が1株当たり払込金額の1.5倍以上であることを要する。</p> <p>その他条件は、株主総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割り当てを受けたものとの間で締結した「新株予約権割当契約書」の約定による。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、2,000株であります。

2 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価格} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} \times \frac{\text{新発行株式数} + 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既存発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

また、当社が存続会社となる合併により新株予約権が承継される場合、または当社が他社と株式交換により完全親会社となる場合、当社は払込金額を調整する。

3 平成17年6月24日開催の当社取締役会の決議に基づき、平成17年11月21日付をもって普通株式数1株を2株に分割したことにより、「新株予約権の目的となる株式の数」「新株予約権の行使時の払込金額」「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

4 従業員の退職により、2個の新株予約権が消滅しております。

平成17年11月15日取締役会決議により付与

(訂正前)

株主総会の特別決議日 (平成17年6月24日)		
	事業年度末現在 (平成19年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成19年5月31日)
新株予約権の数(個)	24(注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	24,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり183(注)2	同左
新株予約権の行使期間	平成19年6月25日～ 平成22年6月24日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 183 資本組入額 92	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割り当てを受けたものは、権利行使時においても、当社の取締役、監査役、顧問若しくは従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職等その他正当な理由のある場合、または取締役会において承認された場合はこの限りではない。 新株予約権の前日の証券取引所における当社普通株式取引の終値が1株当たり払込金額の1.5倍以上であることを要する。 その他条件は、総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割り当てを受けたものとの間で締結した「新株予約権割当契約書」の約定による。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—

(注) 1 新株予約権の行使の条件1個につき目的となる株式数は、1,000株であります。

2 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価格} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} \times \frac{\text{新発行株式数} + 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既存発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

また、当社が存続会社となる合併により新株予約権が承継される場合、または当社が他社と株式交換により完全親会社となる場合、当社は払込金額を調整する。

3 平成17年6月24日開催の当社取締役会の決議に基づき、平成17年11月21日付をもって普通株式数1株を2株に分割したことにより、「新株予約権の数」「新株予約権の目的となる株式の数」「新株予約権の行使時の払込金額」「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

(訂正後)

株主総会の特別決議日 (平成17年6月24日)		
	事業年度末現在 (平成19年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成19年5月31日)
新株予約権の数(個)	12(注) 1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	24,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり183(注) 2	同左
新株予約権の行使期間	平成19年6月25日～ 平成22年6月24日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 183 資本組入額 92	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割り当てを受けたものは、権利行使時においても、当社の取締役、監査役、顧問若しくは従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職等その他正当な理由のある場合、または取締役会において承認された場合はこの限りではない。 新株予約権の前日の証券取引所における当社普通株式取引の終値が1株当たり払込金額の1.5倍以上であることを要する。 その他条件は、株主総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割り当てを受けたものとの間で締結した「新株予約権割当契約書」の約定による。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、2,000株であります。

2 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価格} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} \times \frac{\text{新発行株式数} + 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既存発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

また、当社が存続会社となる合併により新株予約権が承継される場合、または当社が他社と株式交換により完全親会社となる場合、当社は払込金額を調整する。

3 平成17年6月24日開催の当社取締役会の決議に基づき、平成17年11月21日付をもって普通株式数1株を2株に分割したことにより、「新株予約権の目的となる株式の数」「新株予約権の行使時の払込金額」「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

平成18年8月8日取締役会決議により付与

(訂正前)

株主総会の特別決議日 (平成18年8月8日)		
	事業年度末現在 (平成19年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成19年5月31日)
新株予約権の数(個)	675(注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	675,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり281(注)2	同左
新株予約権の行使期間	平成20年6月28日～ 平成23年6月27日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 281 資本組入額 141	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割り当てを受けたものは、権利行使時においても、当社の取締役、監査役、顧問若しくは従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職等その他正当な理由のある場合、または取締役会において承認された場合はこの限りではない。 新株予約権の前日の証券取引所における当社普通株式取引の終値が1株当たり払込金額の1.5倍以上であることを要する。 その他条件は、総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割り当てを受けたものとの間で締結した「新株予約権割当契約書」の約定による。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1 新株予約権の行使の条件1個につき目的となる株式数は、1,000株であります。

2 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価格} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} \times \text{新発行株式数} + 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の時価} \times \text{既存発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

また、当社が存続会社となる合併により新株予約権が承継される場合、または当社が他社と株式交換により完全親会社となる場合、当社は払込金額を調整する。

3 平成17年6月24日開催の当社取締役会の決議に基づき、平成17年11月21日付をもって普通株式数1株を2株に分割したことにより、「新株予約権の数」「新株予約権の目的となる株式の数」「新株予約権の行使時の払込金額」「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

(訂正後)

株主総会の特別決議日 (平成18年8月8日)		
	事業年度末現在 (平成19年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成19年5月31日)
新株予約権の数(個)	675(注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	675,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり281(注)2	同左
新株予約権の行使期間	平成20年6月28日～ 平成23年6月27日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 281 資本組入額 141	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割り当てを受けたものは、権利行使時においても、当社の取締役、監査役、顧問若しくは従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職等その他正当な理由のある場合、または取締役会において承認された場合はこの限りではない。 新株予約権の前日の証券取引所における当社普通株式取引の終値が1株当たり払込金額の1.5倍以上であることを要する。 その他条件は、株主総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づく、当社と新株予約権の割り当てを受けたものとの間で締結した「新株予約権割当契約書」の約定による。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株であります。

2 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価格} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} \times \frac{\text{新発行株式数} + 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既存発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

また、当社が存続会社となる合併により新株予約権が承継される場合、または当社が他社と株式交換により完全親会社となる場合、当社は払込金額を調整する。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況】

(訂正前)

(1)～(15) 省略

(16)責任限定契約

当社は、社外取締役、社外監査役として有用な人材を迎えることができるよう、会社法第427条第1項の規定により、これらの役員との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨の規定を定款に設けております。これに基づき、当社は社外取締役2名および社外監査役2名との間で、損害賠償責任を100万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額を限度とする契約を締結しております。

(17)～(20) 省略

(訂正後)

(1)～(15) 省略

(16) 責任の免除および責任限定契約

当社は、社外取締役、社外監査役として有用な人材を迎えることができるよう、定款に会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む)および監査役(監査役であった者を含む)の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる規定を定めております。

また同様の趣旨から、会社法第427条第1項の規定により、これらの役員との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨の規定を定款に設けております。これに基づき、当社は社外取締役2名および社外監査役2名との間で、損害賠償責任を100万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額を限度とする契約を締結しております。

(17)～(20) 省略

第5 【経理の状況】

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(訂正前)

項目	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
2 持分法の適用に関する事項	(1)～(2) 略 (3) 持分法の適用の手続について特に記載する必要があると認められる事項 持分法適用会社は、決算日が異なっておりますが、当該会社の事業年度に係る財務諸表を使用しております。	(1)～(2) 略 (3) 持分法の適用の手続について特に記載する必要があると認められる事項 <u>同左</u>
4 会計処理基準に関する事項 (1)～(5) 略 (6) 重要なヘッジ会計の方法	(イ)～(ハ) 略 (ニ) ヘッジ有効性評価の方法 特例処理の対象となる金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。	(イ)～(ハ) 略 (ニ) ヘッジ有効性評価の方法 <u>ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額を基礎にして判断しております。</u>

(訂正後)

項目	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
2 持分法の適用に関する事項	(1)～(2) 略 (3) 持分法の適用の手続について特に記載する必要があると認められる事項 持分法適用会社は、決算日が異なっておりますが、当該会社の事業年度に係る財務諸表を使用しております。	(1)～(2) 略 (3) 持分法の適用の手続について特に記載する必要があると認められる事項 <u>持分法適用会社のうち、決算日が異なっております会社につきましては、当該会社の事業年度に係る財務諸表を使用しております。</u>
4 会計処理基準に関する事項 (1)～(5) 略 (6) 重要なヘッジ会計の方法	(イ)～(ハ) 略 (ニ) ヘッジ有効性評価の方法 特例処理の対象となる金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。	(イ)～(ハ) 略 (ニ) ヘッジ有効性評価の方法 <u>ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額を基礎にして判断しております。</u> <u>但し、特例処理の対象となる金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。</u>

注記事項

(リース取引関係)

当連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額
(訂正前)

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
機械装置及び運搬具	260,614	42,239	218,374
工具器具備品	18,384	16,545	1,838
合計	278,998	58,785	220,213

(訂正後)

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
機械装置及び運搬具	109,771	32,016	77,754
その他有形固定資産	169,227	26,768	142,458
合計	278,998	58,785	220,213

(ストック・オプション等関係)

当連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

(訂正前)

訂正前は記載がございません。

(訂正後)

	アセット・オペレーターズ第3回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	取締役1名
ストック・オプションの付与数(注)	10株
付与日	平成18年5月31日
権利確定条件等	行使条件は次のとおりであります。 ①新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権の行使時において、発行会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位を有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由がある場合、この限りではない。 ②その他の条件については、株式会社及び取締役の決議に基づき、発行会社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
対象勤務期間	自 平成18年5月31日 至 平成20年6月1日
権利行使期間	自 平成20年6月2日 至 平成25年6月1日
権利行使価格 (1株当たり)	50,000円
公正な評価単価(付与日)(円) (1個当たり)	—

(注) 株式数に換算して記載しております。

	アセット・オペレーターズ第4回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	従業員44名
ストック・オプションの付与数(注)	84株
付与日	平成18年5月31日
権利確定条件等	行使条件は次のとおりであります。 ①新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権の行使時において、発行会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位を有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由がある場合、この限りではない。 ②その他の条件については、株式会社及び取締役の決議に基づき、発行会社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
対象勤務期間	自 平成18年5月31日 至 平成20年6月1日
権利行使期間	自 平成20年6月2日 至 平成25年6月1日
権利行使価格 (1株当たり)	50,000円
公正な評価単価(付与日)(円) (1個当たり)	—

(注) 株式数に換算して記載しております。

2【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

重要な会計方針

(訂正前)

前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
8 ヘッジ会計の方法 (1)～(3)省略 (4)ヘッジ有効性評価の方法 特例処理の対象となる金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。	8 ヘッジ会計の方法 (1)～(3)省略 (4)ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額を基礎にして判断しております。

(訂正後)

前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
8 ヘッジ会計の方法 (1)～(3)省略 (4)ヘッジ有効性評価の方法 特例処理の対象となる金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。	8 ヘッジ会計の方法 (1)～(3)省略 (4)ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額を基礎にして判断しております。 但し、特例処理の対象となる金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

注記事項

(リース取引関係)

当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額

(訂正前)

	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)
機械及び装置	260,614	42,239	218,374

(訂正後)

	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)
機械及び装置	109,771	32,016	77,754
その他有形固定資産	150,843	10,223	140,620
合計	260,614	42,239	218,374